

不当労働行為救済申立書

〇〇年〇〇月〇〇日

広島県労働委員会会長 様

甲労働組合

申立人

執行委員長 乙 野 丙 雄

労働組合法第7条第1、2、3号違反について、労働委員会規則第32条の規定によって、次のとおり申し立てます。

1 申立人

住 所 〒000-0000 〇〇市〇区〇町〇番〇号
名 称 甲労働組合
代表者役職氏名 執行委員長 乙 野 丙 雄
(連絡先 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

2 被申立人

住 所 〒000-0000 〇〇市〇区〇町〇番〇号
名 称 甲株式会社
代表者役職氏名 代表取締役 丁 野 戊 雄

3 請求する救済の内容

- (1) 被申立人は、〇〇年4月25日に解雇した乙野丙雄を原職に復帰させ、解雇後原職復帰までの間に受けるはずであった諸給与相当額を支払わなければならない。
- (2) 被申立人は、申立人が〇〇年4月23日に申し入れた賃金増額に関する団体交渉に直ちに応じなければならない。
- (3) 被申立人は、申立人組合員に対して脱退するよう働きかけてはならない。

4 不当労働行為を構成する具体的事実

- (1) 申立人甲労働組合（以下「組合」という。）は、〇〇年2月5日、被申立人甲株式会社（以下「会社」という。）の従業員で結成し、現在、従業員100名のうち85名が加入している。
- (2) 同年3月1日、組合は、20,000円の賃金増額を会社に要求し、同年4月20日までの間に、会社と5回の団体交渉を重ねた。しかし、会社は経営不振を理由に、有額回答をしないので、組合はやむなく、同年4月21日始業時から48時間の全面ストライキを行った。
- (3) 同年4月25日、会社は、団体交渉継続中であるにもかかわらずストライキを行ったという

理由で、執行委員長乙野丙雄を解雇した。しかし、前記ストライキにはなんら違法な点はなく、正当な組合活動を理由とした不利益取扱いであり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

- (4) また、同年4月23日、組合は、ストライキ解除とともに前記賃金増額についての団体交渉を翌24日に開くよう会社に申し入れた。しかし、会社は、組合が実力行使で対抗したことを理由に、現在に至るも、団体交渉に応じようとしなない。会社の理由が正当でないことは明らかであって、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。
- (5) さらに、同年4月23日以降、会社は、「十分に団体交渉もしないままストライキに入るような組合に加入していると、ろくなことはない。」旨の手紙を組合員全員に出していることは、明らかに組合の運営に対する支配介入であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。